

契約法Ⅱ（各論）

科目ナンバリング CIL-204
選択必修 2単位

内田 暁

1. 授業の概要（ねらい）

普段はあまり意識しないかもしれませんが、我々の日常生活は、実に様々な「契約」に取り囲まれています。コンビニでジュースやおにぎりを買うのは「売買契約」、実家から離れて一人暮らしをするためにマンションの一室を借りるのは「賃貸借契約」。銀行にお金を預けるのは「消費寄託契約」ですし、逆にお金を借りたら「金銭消費貸借契約」を締結したことになります。アルバイトをしようと思ったら「労働契約」を結びます。将来的にマイホームを持つ際には、工務店や大工さんと「請負契約」を締結するかもしれません。このように、我々の生活は「契約」なしには成立しえないといっても過言ではありません。

本講義では、このように我々の日常生活に密接に関わる「契約」について、民法が想定している13種類の契約を取り上げ、それぞれの性質や特殊性について検討することを通じて、学んでゆきます。贈与契約と売買契約はどのような点が異なるのでしょうか。その違いから、どのような法的取扱いの違いが導かれるのでしょうか。売買契約と賃貸借契約とはどうでしょうか。また、購入した物に欠陥があった場合には、どのような法的問題が生じるのでしょうか。家賃を一度でも滞納したら、直ちに賃貸借契約を解除されても仕方ないのでしょうか。「契約法Ⅱ（各論）」では、こういった問題について、民法典に定められた13種類の契約類型に即して学んでゆきます。

2. 授業の到達目標

- ① 民法の規定する契約類型ごとに、その基本的な性質や特徴、問題となるポイントについて理解する。
- ② 本講義で習得した知識を活かして、社会において生起する諸問題について分析・説明できるようになる。

3. 成績評価の方法および基準

- ・15回目の授業内で実施する試験の点数による評価（100%）
- ・小レポートを課した場合には、その内容による評価（最大30%）
- ・出席点は、原則考慮しません。

4. 教科書・参考文献

教科書

松井和彦・岡本裕樹・都筑満雄 『契約法』（2018年） 日本評論社

参考文献

道垣内弘人 『リーガルベシス民法入門』（第3版、2019年） 日本経済新聞出版社

窪田充兄・森田宏樹 『民法判例百選Ⅱ 債権』（第8版、2018年） 有斐閣

5. 準備学修の内容

【授業の進め方について】

本講義は、指定した教科書に基づいて作成されたレジュメを使用して行います。受講者は当該教科書を必ず購入してください。

また本講義では、授業時に教員が予習課題と復習課題を提示しますので、受講者はこれらの課題に取り組んでください。

【予習課題について】

授業時に、次の授業で取り上げる内容に関する予習課題を提示します。

受講者は、指定テキストや参考文献を手掛かりにして、課題に取り組んでください。

【復習課題について】

授業時に、その回で学習した内容を確認するための課題を提示します。

学期末の試験は（小レポートを課す場合には、それも）、この復習課題をもとに実施します。

【学習の進め方】

学習に際しては、条文や学説、判例を暗記しようとするのではなく、「なぜこのようなルールがあるのか」「なぜこのような学説があるのか」などといった点を意識して、「理解」しようと努めるとよいでしょう。細かな学説や判例は数多くありますが、それらは樹に喩えれば枝葉のようなものです（これらの学説や判例が大事でないという意味ではありません）。樹の枝葉は、幹から生えているのであって、それだけで宙に浮いているものではありません。法学の修得にとっては、枝葉に集中するのではなく、まずはそれらの枝葉が生えている幹をしっかりと把握することが肝要です。本講義でも、幹を把握することを第一の目標としてゆきませんが、受講者が自習する際にも、幹を意識して学習するとよいでしょう。また、分からない箇所をそのままにしておくのではなく、積極的に教員に質問するなどの姿勢も大事です。質問は随時受け付けますので、お気軽にお尋ねください。

6. その他履修上の注意事項

- ・受講時には六法（『ポケット六法』や『デイリー六法』などの小型のもので結構です）を必ず持参してください。
- ・授業中の私語など、他の受講生の迷惑になるような行為は厳禁です。
- ・本科目を受講する前に、あるいは本科目と並行して民法概論や民法総論、物権法や債権総論といった科目を受講していることが望ましいでしょう。

・民法典ではいかなる種類の「契約」が想定されているのか、それぞれどのような性質があり、特殊性があるのかといった問題について取り扱うのが「契約各論」です。これに対して、「契約」というものの一般に共通する性質や効力について取り扱うのが、講学上「契約総論」と称される分野です。これら二つの分野は密接な関わりを持ちますので、受講生は、本科目の前に「契約総論」ないし「契約法Ⅰ（総論）」の講義を受講していることが望ましいでしょう。

7. 授業内容

【第1回】 イントロダクション：契約法入門（契約法Ⅰの復習も兼ねて）

【第2回】 売買契約1：売買の意義や性質、効力について

【第3回】 売買契約2：契約不適合に基づく売主の担保責任について：基本編

【第4回】 売買契約3：契約不適合に基づく売主の担保責任について：応用編

【第5回】 贈与契約について

- 【第6回】消費貸借契約1:消費貸借契約の意義や性質、効力について
- 【第7回】消費貸借契約2:利息等の問題について
- 【第8回】賃貸借契約1:賃貸借契約の意義や性質、効力について
- 【第9回】賃貸借契約2:賃借権と第三者の関係、賃貸借契約当事者の変動、賃貸借契約の終了について
- 【第10回】使用貸借契約について
- 【第11回】請負契約の意義と性質、効力について(含、役務提供型契約に関する概観)
- 【第12回】委任契約の意義と性質、効力について
- 【第13回】雇用契約の意義と性質、効力について
- 【第14回】その他の契約(寄託契約、組合契約、和解契約、終身定期金契約)に関する概説
- 【第15回】契約法Ⅱ(各論)の総まとめと授業内試験